

# 11月15日～12月3日 月の行事予定

期日	行事予定等
15 水	
16 木	マイナンバーカード申請・交付窓口延長日 … ～19:00 (各庁舎) ※要予約
17 金	
18 土	象潟体育館無料開放日 … 9:00～17:00 サウンドテーブルテニス体験会 … 14:00～16:00 (金浦体育館) にかほ断酒会ミーティング … 10:00～12:00 (仁賀保公民館)
19 日	
20 月	貯蓄体操 … 13:30～ (金浦保健センター)
21 火	コーヒーサロン … 10:00～11:30 (象潟構造改善センター) マイナンバーカード申請・交付窓口延長日 … ～19:00 (各庁舎) ※要予約
22 水	出前商店街 … 10:00～13:00 (鈴自治会館)
23 木	勤労感謝の日
24 金	仁賀保地域行政相談 … 9:30～11:30 (仁賀保公民館) 男性の貯筋体操 … 10:00～11:30 (仁賀保公民館) BSヨガ&元気アップ教室 … 13:30～14:40 (金浦公民館)
25 土	「元気百歳館」憩いの場 … 10:00～15:00 (金浦元気百歳館) BSオープン「ペタンク」 … 11:30～16:30 (エスパーク★にかほ)
26 日	マイナンバーカード申請・交付日 … 9:00～12:00 (各庁舎) ※要予約 第25回象潟奥の細道短剣道大会 … 9:00～ (象潟体育館) エスパーク★にかほ無料開放日 … 9:00～17:00
27 月	貯蓄体操 … 13:30～ (金浦保健センター)
28 火	ランニングマシン説明会 … 9:30～ (エスパーク★にかほ) 12月定例議会本会議初日 … 10:00～ (象潟庁舎) マイナンバーカード申請・交付窓口延長日 … ～19:00 (各庁舎) ※要予約
29 水	
30 木	12月定例議会本会議一般質問 … 10:00～ (象潟庁舎) BSリフレッシュヨガほか … 10:30～11:45 (仁賀保公民館) マイナンバーカード申請・交付窓口延長日 … ～19:00 (各庁舎) ※要予約
1 金	12月定例議会本会議一般質問 … 10:00～ (象潟庁舎)
2 土	スポーツ少年団全国交流会 … 8:30～ (象潟体育館)
3 日	金浦体育館無料開放日 … 9:00～17:00

## 人口・世帯の動き

( )内は前月比 10月31日現在

世帯数	9,337戸	(-12)
人口	22,585人	(-29)
男	10,881人	(-14)
女	11,704人	(-15)



# BOOKS

# 新刊情報

問 市立図書館こびあ ☎ 32-4100 / 象潟分館 ☎ 43-2229 / 仁賀保分館 ☎ 35-4711

### 今月のオススメ

「地球と人にちょこっとやさしくなれる365日」 マシンガンズ滝沢秀一とゆかいな滝ゴミ芸人たち/著

この本に出てくる芸人仲間は言いました。環境に良いことをしていると、なんだか気持ちがいいので、ちょっとだけ自分のことを好きになれるんです、と。だまされたと思って、今日から滝ゴミ芸人たちの日常をのぞいてみませんか？



分類	著者	書名	著者	書名	
こ び あ	一 般 書	黒い糸	染井 為人	バニラなバカンス	
		レーエнде国物語 [1]	多崎 礼	化け者手本	
		首都襲撃	高嶋 哲夫	鷹の惑い	
		コンビニ兄弟 [1]	町田そのこ	人生を変える健康学	
		65歳からのひとりを楽しむ「いい加減」おつき合い	和田 秀樹	ぼくはくま、特技はせん切りやねん!!!	
	こ び あ	法律の抜け穴全集 [2023]	——	——	賀十つばさ
		TDKカセットテープ・マニアックス	——	——	蟬谷めぐ実
		とんでもないお菓子作り	江口 和明	——	堂場 瞬一
		はじめてママ&パパのイヤイヤ期の育児	宮里眺美/監修	——	中川 恵一
		爆釣エギング入門	——	——	くま
あ い づ み	きみのそばにいるよ	いぬいさえこ	百年の子	古内/絵	
	ねこねこふーわふわ	たんじあきこ	リスベクト	プレイデみかこ	
	どんぐりたいこ	長澤 星	シルバー川柳 天真らんまん編	みやぎシルバネット編	
	ならんでならんで	西川 季岐	暮らし上手の家探訪	Tsubottle/大坪信史	
	人体のふしぎはっけん!366クイズ	坂井建雄/監修	水谷豊自伝	水谷豊/松田美智子	
アニメコミックおしりたんてい 16	——	——	——	出口かずみ	
仁賀保分館	一般書	ねずみ3きょうだい おつかいロボだいきせん	——	キャティ・ウーリー	
仁賀保分館	児童書	ピアトリクス・ポター物語	——	——	
仁賀保分館	児童書	ようかいむらのめでたしちごさん	——	たかいよしかず	

ここに紹介した新刊図書は一部です。他にも多くの新刊図書がありますので、お気軽に職員にお尋ねください。各館、各公民館には全書目録リストを置いてあります。

11月1日(水)より一部業務(館内パソコンのインターネット閲覧など)を除き、図書館こびあを開館しています。エレベーター設置工事が12月末までかかる見込みですので、館内に工事関係者の出入りがあるほか、工事音が出る場合があります。



### column 課長コラム

## 相続登記の義務化

令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。これまでは相続登記の申請は任意とされてきましたが、義務化されることにより相続人は、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが法律上の義務になり、法務局に申請する必要があります。正当な理由がないのに相続登記をしない場合は、10万円以下の過料の適用対象となります。また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象となりますので要注意です。

どうして相続登記が義務化するのか。それには理由があります。不動産に関する所有権の登記は法的な義務がなく、所有者の意思に任されてきました。その結果、使い道のない土地や空き家となった家屋は登記されないまま放置されることも多く、所有者

不明土地や空き家が大量に発生してしまったのです。所有者不明土地の面積は、九州本島の大きさに匹敵するとも言われていて、防災対策や開発の妨げになったり、地域の治安の悪化をまねいたりします。これが今回、相続登記が義務化されることになった大きな背景です。今後、高齢化の進展による死亡者の増加等によりますます深刻化する恐れがあるため、その解決・予防をしようとしています。

この機会に、まずは登記情報を確認し、相続財産を把握することから始めませんか。相続した不動産のある方は、可能な限り登記の申請をしましょう。



税務課長  
須田 泰史

